平成２６年（フ）第２４７号
福井県坂井市丸岡町霞ケ丘３丁目１番地
霞ヶ丘団地７―101号室
債務者　酒井　明美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
兵庫県豊岡市出石町寺町539番地　市営北部住宅９号室
債務者　農座　信子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
兵庫県たつの市新宮町船渡36番地２　市営船渡住宅101、従前の住所兵庫県たつの市新宮町篠首2394番地
債務者　三裏　明美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第４４号
兵庫県宍粟市山崎町千本屋504番地７
債務者　平井　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第５８８号
神戸市北区藤原台北町６丁目13番７号
債務者　唐仁原ともみ
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５７号
神戸市垂水区西舞子４丁目１番８号
債務者　東海林　保
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８６号
神戸市垂水区清玄町33番地の１　スカイヴィレッジＣ―201号
債務者　中吉　　功
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０６号
神戸市垂水区南多聞台７丁目37番302号
債務者　武本　　治
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１７号
名古屋市天白区井口２丁目701番地　サンスカイマンション502号
債務者　今溝　　克
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７号
山口県周南市大字櫛ヶ浜199番地の１
債務者　中川　照美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１６０号
釧路市武佐４丁目26番23号
債務者　高橋　沙紀
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９９９６号
東京都立川市柏町１丁目35―１
債務者　高尾　　稔
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００２７号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目15―13―101
債務者　山本　　梓
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３２号
東京都練馬区春日町４丁目17―23
債務者　藤森　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３５号
東京都品川区戸越２丁目６―36―306
債務者　與那原博昭
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００５３号
東京都足立区綾瀬４丁目31―１―307
債務者　石渡　伸也
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００６１号
東京都足立区加平２丁目14―９―504
債務者　松本　美雪（旧姓横村）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部